

美唄市
住生活基本計画
概要版



平成28年3月

美 唄 市

第1章

計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

本市では、美唄市地域高齢者住宅計画（平成5年度）、その後、美唄市住宅マスタープラン（平成16年度）を策定し、民間住宅施策、公共住宅施策を基本として、少子高齢化への対応、まちなか居住など、時代の要請に応じたテーマについて取り組みを進めてきました。

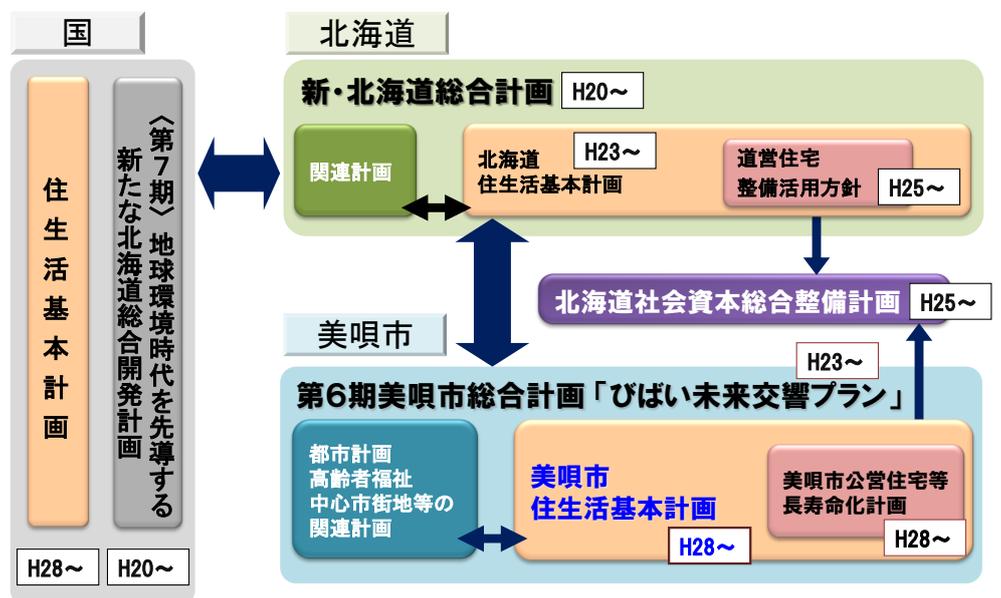
本市の現状をみると、人口の減少とともに近年では世帯数の減少傾向もみられ、少子化・高齢化も進んでいます。また、市民のニーズやライフスタイルも多様になり、これらに対応できる住宅や居住環境づくりが必要となっています。

このような状況をふまえ、本市では、市民が住生活の豊かさを実感し、住み続けられる住まいやまちをつくるため、「美唄市住生活基本計画（以下、この計画）」を策定します。

この計画では、市民が、今後実現したい暮らし方、それを実現するための目標、目標を達成するための具体的な方策を示します。また、本市の特徴や将来の動向、市民のニーズなどをふまえ、これまで公営住宅を中心としてきた住宅計画から民間住宅を含めた取り組みへ変えるとともに、福祉・まちづくり・環境やその他の関連分野との連携も考慮して、今後の豊かな住生活を推進するためのガイドラインとして策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「第6期美唄市総合計画」に基づく住宅分野における個別計画として位置づけられており、福祉・まちづくり・環境やその他の関連計画と連携を図り、本市の地域特性を活かした住宅施策の具体的な展開方向を示します。



3. 計画期間

この計画では、長期的な視点から今後の住生活のあり方や方向性を整理しており、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間として設定します。

また、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに対応するため、計画期間の中間時に見直しの検討を行います。

第2章

美唄市の住宅に係わる現状と課題

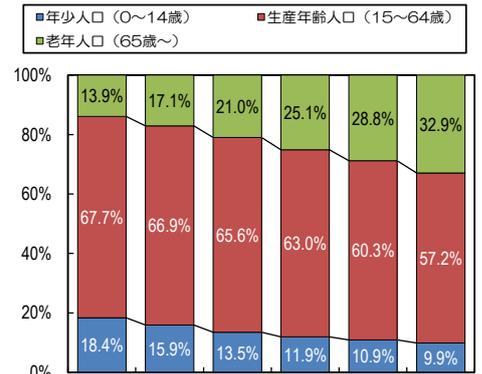
この計画の策定にあたり、本市の社会情勢等や「市民アンケート調査」の結果、現行計画の検証、また、関連計画との整合性から、住まいや暮らし、まちづくりにかかわる動向を把握したうえで、現在抱えている問題や将来予想される問題を整理し、今後の住宅施策の対応課題を以下の通りとします。

課題 1-1 誰もが安心して長く暮らせる住環境の形成

高齢化の進行や市民の高齢期の生活不安や支援等のニーズをふまえ、高齢になっても安心して暮らせる住まい、住環境が必要

- ・人口構成の推移をみると、少子化、高齢化が進んでいます。
- ・高齢単身世帯の増加が進むなか、民営借家に住む高齢単身世帯が増加傾向となっています。
- ・市民アンケート調査の結果から、高齢期に自宅で安心して暮らすための生活支援や高齢者向け住宅等の整備などが求められ、高齢期の不安や高齢期に備えた住み替え等の意向がみられます。

そのため、高齢期の円滑な住み替えや生活支援等のサービスの整った住宅・居住環境など、高齢になっても、住み慣れた環境で安心して暮らせる住まい、住環境が求められています。



資料：各年国勢調査

図1 人口の年齢構成の推移

課題 1-2 若い世代にとって魅力があり、子ども達も安心して暮らせる住まい、住環境の形成

人口減少や少子化の進行、若者の定住促進への市民ニーズなどをふまえ、若い世代にとって住みやすく、魅力があり、子育て期に安心して暮らせる住まいや住環境の形成が必要

- ・人口減少が今後も見込まれ、世帯数も近年減少傾向となり、今後は減少することが考えられます。
- ・子どものいる世帯が減少を続けており、出生率も減少傾向が続いています。
- ・市民アンケートでは、子育てしやすい住宅の供給や支援体制の整備などによる若い世帯の定住・転入促進に対するニーズが高くなっています。

そのため、市内及び市外からの若い世代が定住する住まいづくり、子育て期に適した住宅・住環境づくりなど、若い世代にとって住みやすく、魅力があり、子育て期に安心して暮らせる住まいや住環境が必要となっています。

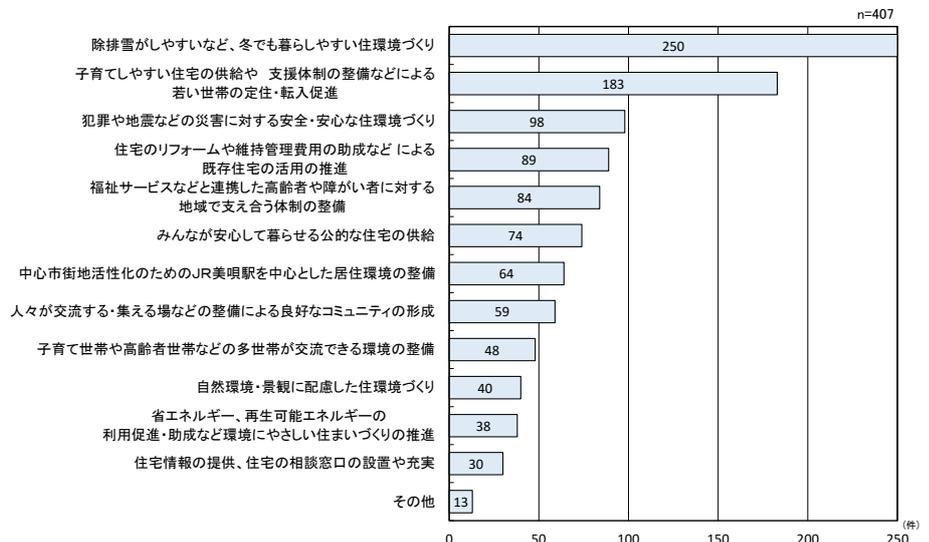


図2 住宅施策に必要なこと

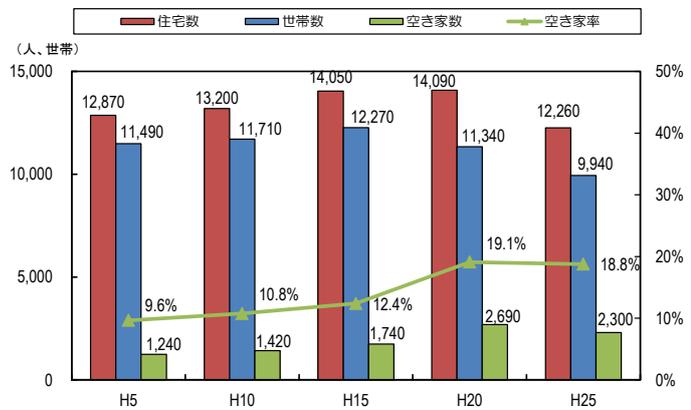
資料：H27年美唄市 市民アンケート調査

課題 2-1 既存住宅ストックを有効に活用できる住宅市場の形成

中古住宅の流通、リフォームなどの既存住宅を有効に活用できる住宅市場の整備、市営住宅の適切な更新・維持管理が必要

- 平成 25 年の空き家率は、北海道の平均値（14.4%）を上回り、18.8%と高い割合となっています。
- 全国・北海道と比較して住宅の老朽化が進んでいます。住宅全体の耐震化率は7割、戸建て住宅の耐震化率は約6割となっています。
- 近年、中古住宅の購入や建替えが増加しています。

そのため、住宅の量が充足し、人口が減少傾向にあるなか、民間住宅を含め、既存住宅を有効に活用できる住宅市場の整備、市営住宅の適切な更新・維持管理が必要となっています。



資料：各年住宅・土地統計調査

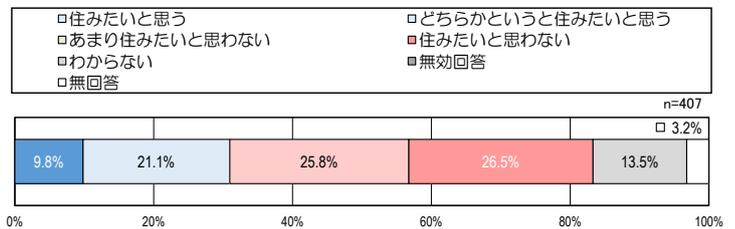
図 3 住宅数、世帯数、空家数の推移

課題 3-1 コンパクトなまちづくりを促進するためのまちなか居住の推進

人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい市街地形成を図るため、まちなか居住の推進が必要

- 人口減少や高齢化が進む中、今後はコンパクトなまちづくりを目指します。
- 市民アンケートでは、約3割が JR 美咲駅周辺への居住を希望しています。

そのため、今後、「美咲市都市計画マスタープラン」に基づいて、コンパクトで暮らしやすい市街地形成、まちなか居住の推進が必要となっています。



資料：H27年美咲市市民アンケート調査

図 4 現時点のJR美咲駅周辺への居住意向

課題 3-2 地区特性に応じた居住環境の形成

中心部の利便性の高い暮らし、郊外部の豊かな暮らしなど、地区の特性に応じ、多様な暮らし方が選べる居住環境の形成が必要

- 6つの地区（中央部[条丁目区域]、中央部[条丁目区域以外]、東部、西部、南部、北部）では、人口、世帯の動向などの住宅事情が異なります。

そのため、市全体の住宅・住環境づくりの方向性をふまつつ、市民が住み慣れた地域でより豊かに暮らしていくために、特性に応じ、多様な暮らし方が選べる居住環境が必要となっています。

第3章 基本方針

1. 基本理念

市民が、今後も本市で豊かに住み続けることができる住生活を実現していくためには、安全で安心できる住生活を実現するとともに、豊かな自然環境や寒冷・多雪の気候風土、食・農・アートなどの本市の地域特性を活かした魅力ある居住環境の形成が重要です。

また、びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の将来像である「食・農・アートが響き合う緑のまち 美唄」の実現を目指すため、本市における質の高い住生活の形成が求められています。

そのため、これまでの住宅マスタープランの理念を引き継ぎ、この計画の基本理念として「美唄市の活力を育む豊かな住生活」を掲げ、市民が、まちの活力創出につながる生き生きとした豊かな住生活を実現し、さらに愛着を持って長く住み続けられるよう、美唄らしい魅力ある住生活の実現を目指します。

【基本理念】

美唄市の活力を育む豊かな住生活

2. 基本目標

課題 1-1 誰もが安心して長く暮らせる居住環境の形成

課題 1-2 若い世代にとって魅力があり、子ども達も安心して暮らせる住まい、住環境の形成

基本目標1 魅力があり、誰もが安心して住み続けられる住まい

少子化、高齢化の進行をふまえ、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる居住環境、若い世代が住みたくなる魅力ある居住環境、子ども達が安心して暮らせる居住環境の形成を目指します。また、住宅に困窮している世帯の暮らしの安定確保や地域コミュニティの形成などを通じて、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を目指します。

課題 2-1 既存住宅ストックを有効に活用できる住宅市場の形成

基本目標2 良質で長く有効に使える住宅ストック

市民が本市で豊かに住み続けることができるよう、民間住宅、公的住宅ともに既存住宅を有効に活用し、耐震化やバリアフリー化などの推進により住宅の質を高めます。また、市民のニーズに対応した住宅供給、既存住宅の円滑な流通などが実現できる環境を目指します。

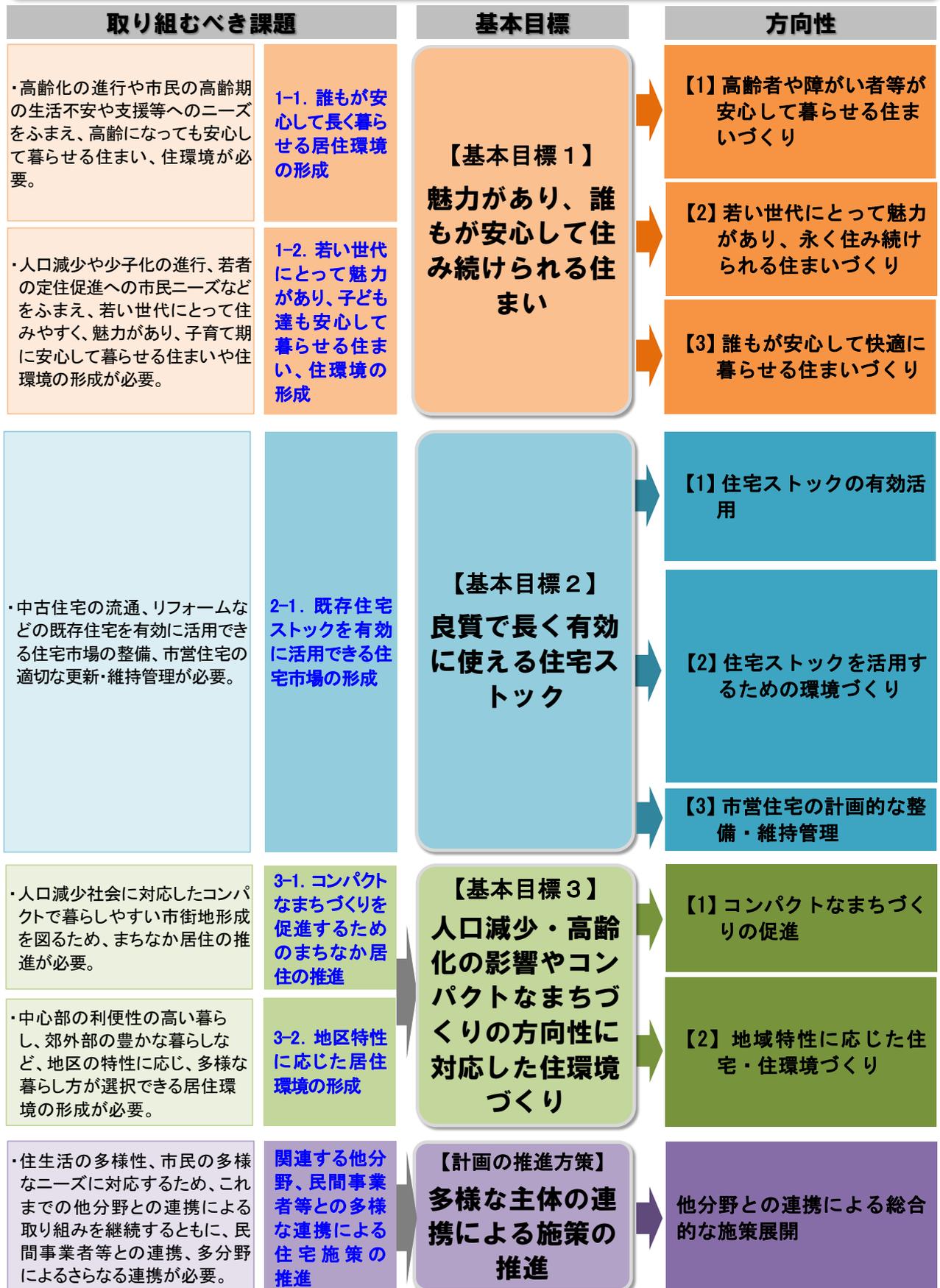
課題 3-1 コンパクトなまちづくりを促進するためのまちなか居住の推進

課題 3-2 地区特性に応じた居住環境の形成

基本目標3 人口減少・高齢化の影響やコンパクトなまちづくりの方向性に対応した住環境づくり

本市のコンパクトなまちづくりの実現に向けて、まちなか居住を中心とした住環境づくりを進めるとともに、これまでの市街地形成や歴史をふまえ、地域特性に応じた多様なライフスタイルを選択できる居住環境を目指します。

基本理念：美唄市の活力を育む豊かな住生活



施策	具体策	(主な担当)
<ul style="list-style-type: none"> 1) 高齢期の住み替え支援 2) 高齢者や障がい者等が安心して健康に暮らせる住宅の供給・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市住宅バンクの拡充 ・高齢者の住み替え支援制度の活用検討 ・シルバーハウジングの活用 ・既存の高齢者向け住宅の有効活用 ・住宅バリアフリー改修促進助成の継続 ・生活支援に関わる既存事業の活用 	<p>高齢福祉課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 若い世帯や移住者の定住促進 2) 子育て世帯に適した居住環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市住宅バンクの拡充【再掲】 ・移住・定住促進助成制度の継続・拡充の検討 ・高齢者の住み替え支援制度の活用検討【再掲】 ・安心・安全な居住環境の形成（住宅地の防犯対策、地域活動など） 	<p>企画課 高齢福祉課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 安心して入居できる賃貸住宅の供給促進 2) 安心して健康に暮らせる住宅の供給推進 3) 住宅セーフティネットの強化 4) 地域コミュニティの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域優良賃貸住宅制度の活用 ・北海道あんしん賃貸支援事業の活用 ・スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の活用推進 ・市営住宅の適正な入居者管理の実施 ・既存施設等を活用した交流空間づくり 	<p>こども未来課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 空き家の有効活用 2) 中古住宅の流通促進 3) 住宅改修の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・美唄市住宅バンクの拡充 ・空き家実態調査の実施等 ・北海道住宅履歴システム（きた住まいる・北海道R住宅）の活用 ・住宅バリアフリー改修促進助成の継続【再掲】 ・美唄市耐震改修促進計画の推進（耐震診断、耐震改修の促進） 	<p>企画課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 住宅情報の充実 2) 住宅関連産業の活性化 3) 住まいの質向上 4) ユニバーサルデザインの普及・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な住宅情報の提供 ・技術者の育成、技術習得のための研修等の実施 ・民間事業者や関連分野との連携体制構築（情報提供、住宅相談等） ・住宅性能表示制度の普及促進 ・北方型住宅の普及促進 ・長期優良住宅認定制度の活用 ・市営住宅の建て替え時のユニバーサルデザイン導入 ・住宅のユニバーサルデザインの普及 	<p>建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 公的住宅の適切な維持管理と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画の推進 	<p>建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) まちなか居住の推進 2) 住宅市街地の再編 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の誘導 ・公営住宅の整備推進 ・コンパクトなまちづくりに向けた住宅市街地のあり方検討 ・都市計画と連携した計画的な土地利用の推進 	<p>都市計画課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 地域特性に適した住環境の整備 2) 住宅地の魅力向上 3) 環境にやさしい住宅の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの住宅・住環境のあり方の検討 ・優良田園住宅制度の活用 ・住宅地の魅力ある景観づくり ・住民による住環境のマネジメント活動の普及 ・北方型住宅の普及促進【再掲】 ・長期優良住宅認定制度の活用【再掲】 	<p>こども未来課 建築住宅課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の連携 ・民間事業者等との連携 ・国・北海道との連携 		

基本目標 1 魅力があり、誰もが安心して住み続けられる住まい

課題 1-1 誰もが安心して長く暮らせる居住環境の形成

課題 1-2 若い世代にとって魅力があり、子ども達も安心して暮らせる住まい、住環境の形成

(1) 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり

高齢期の暮らしへの不安、高齢期に備えた市民のニーズがみられることから、高齢者や障がい者等が自立的に安心して暮らせる住宅の提供や居住環境づくりが必要となっています。

そのため、高齢期に住み替えを希望する世帯が円滑に住み替えられる仕組みづくり、生活支援事業等の活用、住宅改修の推進など、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる住まいづくりを進めます。

(2) 若い世代にとって魅力があり、永く住み続けられる住まいづくり

人口減少、少子化が進み、将来のまちの担い手である若い世代の人口を確保し、まちの活力を維持することが重要であるため、若い世代にとって魅力があり、永く住み続けられる住まいづくりが必要となっています。

そのため、移住者を含めた若い世代が住宅取得しやすい仕組みづくりや、安心して子どもを育てられる居住環境づくりを行います。

(3) 誰もが安心して快適に暮らせる住まいづくり

人口減少、少子化・高齢化の進行に対し、市民のみならず、市外からの定住促進も視野に入れ、子育て世帯から高齢者や障がい者等の世帯まで、誰もが安心して住み続けられる住まいづくりが必要です。

そのため、子育て世帯や高齢者や障がい者等の世帯、低所得世帯などの住宅確保に苦慮する世帯が安心して入居できる住宅や、永く健康に暮らせる住宅、地域コミュニティの形成などを進めます。

◆主な施策

高齢期の住み替え支援【美唄市住宅バンクの拡充】

空き地・空き家を有効に活用するため、市内の空き地・空き家情報を収集・提供し、本市と移住定住促進協議会が連携し情報の提供を行う、住宅バンクの拡充に向けて取り組みます。

また、まちなかへの住み替え希望者に対し、相談窓口の設置、銀行のリフォーム資金の支援制度の情報提供を検討します。

高齢者や障がい者等が安心して健康に暮らせる住宅の供給・活用【シルバーハウジングの活用】

ゆたかニュータウンH棟、I棟（市営住宅）及びであえーる美唄中央団地（道営住宅）では、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業を活用し、シルバーハウジングを供給しています。公営住宅入居者には高齢者が多いことから、既存のシルバーハウジングを適切に活用し、入居者が安心して暮らせる環境を維持します。

※**シルバーハウジング**：住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者や障がい者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

基本目標 2 良質で長く有効に使える住宅ストック

課題 2-1 既存住宅ストックを有効に活用できる住宅市場の形成

(1) 住宅ストックの有効活用

人口減少が進むなか、今後は空き家や中古住宅などの増加が想定され、既存住宅の有効活用の必要性やニーズが高まっています。

そのため、空き家の実態把握や有効活用の仕組みづくり、中古住宅の流通促進、住宅改修の促進など、既存住宅の活用を図るための様々な仕組みづくり、支援を重点的に進めます。

(2) 住宅ストックを活用するための環境づくり

既存住宅ストックの活用を図るためには、住宅市場や住宅産業における環境整備、市民の意識啓発など、活用を図るための環境づくりを行う必要があります。

そのため、住宅情報の充実や住宅関連産業の活性化、住宅の質向上のための市民の意識啓発など、既存住宅の活用を図るための環境づくりを進めます。

(3) 市営住宅の計画的な整備・維持管理

市営住宅へのニーズが高くなっているなか、限られた財源のなかで、ニーズに応じて公的住宅を供給していくためには、既存の公的住宅ストックの適切な維持管理と民間との連携が必要となっています。

そのため、既存市営住宅の適切な維持管理など、良質な公的住宅の供給を行います。

◆主な施策

住宅改修の促進【住宅バリアフリー改修促進助成の継続】

本市では、現在、「美唄市住宅バリアフリー改修促進助成」を実施し、市民のニーズが高く、実績も多くなっています。また、高齢期に自宅で永く暮らしたい市民が比較的多く、今後もバリアフリー改修の需要が増加することが考えられます。

そのため、現行の助成制度の実施状況を確認して検証を行い、市民のニーズをふまえながら、制度の改善や事業の継続などの検討を行います。

※美唄市住宅バリアフリー改修促進助成制度：高齢者の方々が、安心して暮らせるように住宅をバリアフリー化又は、断熱・防寒改修する際に、改修工事費の一部を助成する制度。

市営住宅の適切な維持管理【公営住宅等長寿命化計画の推進】

既存の市営住宅等の適切な維持管理により、長期間にわたり有効に活用するため、「市営住宅等長寿命化計画」を推進し、計画的な整備、供給や維持管理を行います。

※公営住宅等長寿命化計画：既存の公営住宅を長く有効に活用していくために、10年以上の期間を計画期間とし、公営住宅の現状と課題を把握し、その役割をふまえて今後どのように整備・維持管理するかについて、基本的考え方や、各団地の活用手法（建替、用途廃止、改善、修繕など）や適切な維持管理について具体的に定める計画。

基本目標3 人口減少・高齢化の影響やコンパクトなまちづくりの方向性 に対応した住環境づくり

課題 3-1 コンパクトなまちづくりを促進するためのまちなか居住の推進

課題 3-2 地区特性に応じた住環境の形成

(1) コンパクトなまちづくりの促進

本市では、人口減少を背景として、事業所の撤退や商店の閉店、大型店の移転や出店など、中心市街地の疲弊による空洞化が進むとともに、急速な高齢化の進展などにより、郊外の放置住宅や中心街の低密度化が進むなど、空き家や廃屋の発生が課題となっています。

こうした人口減少や高齢化に起因した課題に対応するため、将来の人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けて、現在の市街地を基本とした用途地域の見直しを行うなど、将来にわたって地域の活力を維持し、子育て世代や高齢者、障がい者が安全で、安心して暮らせるコンパクトシティの形成に向けた取り組みを進めます。

また、コンパクトなまちづくりの推進により、まちの中心部と周辺エリアをネットワーク化することにより、集落機能を維持し、中心部の利便性と自然に囲まれた豊かで特色のある周辺生活圏が両立できる環境づくりを進めます。

(2) 地域特性に応じた住宅・住環境づくり

本市の住宅市街地は、大きく6つの地区（中央部[条丁目区域]、中央部[条丁目区域以外]、東部、西部、南部、北部）で構成されており、人口、世帯の動向などの住宅事情が異なっています。また、まちなかでの利便性の高い暮らし、郊外での自然にふれあう暮らしなど、市民の居住ニーズも様々となっています。

そのため、地域特性を活かして多様な市民の居住ニーズに応える住宅・住環境づくりを進めるとともに、住宅地の魅力向上を進め、環境にやさしい住宅づくりを推進します。

◆主な施策

まちなか居住の推進【公営住宅の整備推進】

公営住宅の整備においては、住環境の向上を進めながら、計画的な更新と整備を進めていく必要があることから、本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後予定している建替えや集約について、需要把握による適正な供給戸数の検討による再編を進めるとともに、まちなかでの整備を推進します。

住宅市街地の再編【コンパクトなまちづくりに向けた住宅市街地のあり方検討】

コンパクトなまちづくりの実現に向けて、都市計画等の関係分野と連携を図りながら、コンパクトなまちづくりを進めるための構想を検討するなど、まちなかへの居住誘導や郊外住宅地のあり方、住宅市街地のあり方について検討します。

第5章 重点施策

本計画を推進するために総合的かつ重点的に取り組むべき施策として、現在直面している少子高齢化や社会問題となりつつある空き家問題への対応、本市の重要施策であるコンパクトなまちづくりの実現に向けて、3つの重点施策を設定します。

高齢者や障がい者等が暮らしやすい住まいの確保とあわせ、必要な生活支援等が受けられる安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、今後増加が見込まれる空き家を有効に活用する仕組みを構築して若い世代や子育て世帯等が住み続けたい環境を形成します。また、コンパクトなまちづくりの方向性をふまえたまちなか居住を推進して、市民の豊かな住生活を実現していきます。

1．高齢者や障がい者等が安心して健康に暮らせる住宅の供給・活用

今後の高齢化社会を見据え、既存の高齢者向け住宅を有効に活用し、住宅のバリアフリー改修を促進して、高齢者や障がい者等が暮らしやすい住まいを確保できる環境を形成します。

また、福祉施策との連携により、見守りや除雪等の高齢者や障がい者等の生活を支援する既存事業を活用するとともに、公営住宅におけるシルバーハウジングを活用し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

- ・シルバーハウジングの活用
- ・既存の高齢者向け住宅の有効活用
- ・住宅バリアフリー改修促進助成の継続
- ・生活支援に関わる既存事業の活用（緊急通報システム管理運営事業、間口除雪事業、福祉灯油事業）

2．空き家の有効活用

人口、世帯の減少にともない増加が見込まれる空き家について、若い世代や子育て世帯等が住み続けたい環境を形成するため、移住定住施策との連携により、空き家を有効に活用する仕組みを構築します。

現在実施している「美唄市住宅バンク」の枠組みを活用しながら、高齢者の住み替え支援や移住定住促進施策と連動し、より有効に空き家を活用できる新たな仕組みを検討していきます。

- ・美唄市住宅バンクの拡充
- ・空き家実態調査の実施等
- ・移住・定住促進助成制度の継続・拡充の検討
- ・高齢者の住み替え支援制度の活用検討

3．まちなか居住の推進

本市のコンパクトなまちづくりの方向性をふまえ、まちなかでの住宅整備等を推進し、コンパクトなまちづくりの実現に向けた取り組みを促進します。

都市計画、中心市街地活性化との連携により、まちなかへの民間住宅の誘導を図るとともに、公営住宅においては、市営住宅の建替えにともなうまちなかへの移転など、まちなか居住を推進します。

- ・民間住宅の誘導
- ・公営住宅の整備推進（市営いなほ団地の移転建替）

第6章

計画の実現方策

住生活基本計画の基本目標の実現に向けた施策を進める体制づくりについて、関係主体の役割分担、連携について以下に整理します。

1．市民・民間事業者と行政の協働

この計画の推進にあたっては、「市民」「民間事業者」「美唄市」が、以下に示すそれぞれの役割に応じて、連携して取り組むことが重要となります。

■市民

- ・情報収集や住まいづくりに関する活動に積極的に取り組む。
- ・住まいを社会的財産として認識して質の向上に努め、地域コミュニティの形成を通じて地域と協働で安心して住み続けられる居住環境づくりを進める。

■民間事業者

- ・市民への住まいの提供に関して重要な役割を担う。
- ・良質な住宅や良好な居住環境を市民に提供するため、適切なアドバイスや技術を提供する。
- ・市民との信頼関係の構築や技術の向上に努め、豊かな暮らしの実現に積極的に取り組む。
- ・既存住宅を有効活用して住宅市場の活性化を進め、医療・福祉等の関連分野とも連携し、地域に密着したまちづくりに主体的にかかわる。

■美唄市

- ・この計画に基づき、これから目指すべき住まい・居住環境と暮らし方を提示し、具体的な取り組みを福祉・まちづくり・環境などの暮らしに密接にかかわる分野と連携して積極的に支援する。
- ・適切な情報提供、技術等の普及・啓発など、市民や民間事業者の取り組みに対する必要な支援を行うとともに、連携体制をとりながら総合的な住宅政策を進める。

2．他分野との連携

住生活は福祉、都市、景観、市民活動、防災など、様々な分野が関わって成り立っています。そのため、この計画に位置付けた施策の実施にあたっては、他分野との連携が不可欠であり、各施策における役割分担を明確にし、連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3．関係機関等との連携

この計画の円滑な推進にあたっては、住宅政策の基本的方向性を示す国の「住生活基本計画」、北海道の住宅政策の指針となる「北海道住生活基本計画」を基本とし、国、北海道、その他関係機関などと連携を図りながら、本市の地域事情に応じた住宅政策を進めていきます。

また、住宅政策は、様々な分野とかわかりを持って進めていく必要があるため、情報の共有や事業の進め方について福祉・まちづくり・環境やその他の関連分野と十分な連携を図ります